

発行日

シロアリ防除施工保証書

工事店
保証人
様

当建築物は、シロアリ防除施工を実施しましたので、下記の通り保証いたします。
なお、この保証には建物の修復のための費用を填補するシロアリ賠償責任保険が付保されています。

記

1. 保証期間・保証の内容

- (1) この保証書による保証（以下、「本保証」といいます。）の保証期間は、次項「2. 保証の対象」記載の「防除施工完了日」から起算して5年間です。
- (2) 次項「2. 保証の対象」記載の防除施工建築物（以下、「建物」といいます。）に保証期間内にシロアリが発生した場合には、無料で駆除施工を実施いたします。
- (3) 建物にシロアリが発生し、そのため保証期間内に建物に損傷が発生した場合には、次の金額を限度として修復費用を負担いたします。

保証限度額

2. 保証の対象

建築主または所有者	住所	氏名
(上記と異なる場合)	住所	建物所在地と建物名
建物名	建物の種類	階数
防除施工建物	1階床面積	防除施工面積
	保証対象となる建物付属物	
	保証対象とならないもの	
防除施工の種類	使用薬剤	
防除施工完了日	保証満了日	

(注) 本保証の保証条件は裏面記載のとおりですので、ご確認頂きますようお願いいたします。(裏面へ続く)

3. 保証条件

(1) シロアリ発生等の場合の当工事店へのご通知

- ① 万一保証期間内に建物にシロアリが発生し、もしくはシロアリ発生による建物損傷が生じた場合、またはこれらの疑いがある場合には、そのままの状態ですぐに当工事店へご連絡下さい。
- ② 保証期間満了の直前、または本保証の失効直前にこのような状態が生じたときは、保証期間満了の日、あるいは本保証失効の日から起算して、遅くとも2週間以内に当工事店へご連絡下さい。

(2) 本保証の失効

以下の各項に該当する場合は、本保証は失効いたしますのでご注意ください。

- ① 建物が増築、改築もしくは修繕された際、当該増・改築・修繕の箇所について当工事店によるシロアリ防除施工が行われなかった場合。
- ② 保証期間中に建物を増築、改築もしくは修繕される際、当該増・改築・修繕の箇所および建物全体について当工事店によりシロアリ防除施工が行われ、建物全体につき新たにシロアリ防除施工保証書が発行された場合。
- ③ 建物を譲渡された場合において、譲渡の日より2ヶ月以内に譲渡人または譲受人のいずれの建物所有者から建物の所有者変更の通知が当工事店にない場合。なお、本保証の失効を防ぐため、増築、改築または修繕などされる場合には、予め当工事店へご連絡頂きシロアリ防除施工を実施されるようおすすめします。また、建物を譲渡されますときは、必ず2ヶ月以内に当工事店にご連絡願います。
(（5）その他②の記載もお読みください。)

- ④ 定期検査にご協力頂けない場合。

(3) 本保証書の不適用

以下の各場合には、当該シロアリ発生またはこれによる建物損傷については、本保証は適用されませんので、ご注意ください。

- ① 上記の保証条件(1)「シロアリ発生等の場合の当工事店へのご通知」に従ったご通知をいただけなかった場合。
- ② シロアリが生息しておらず、シロアリ防除施工を実施する以前からのシロアリ被害と認められる場合。
- ③ 雨漏り、建物の破損、水漏れ、排水漏れなど、建物の維持・管理の不注意によりシロアリが発生したと認められる場合。
- ④ 自然災害(風水害、地震等)による建物の損傷により、または環境条件の異変によりシロアリが発生したと認められる場合。
- ⑤ 土壌処理を施してある土を搬出し、もしくは掘り返し、または盛土したためにシロアリが発生したと認められる場合。
- ⑥ 建物に関して、防除処理されていない杭の打ち込み、柵の設置等がなされ、または古材もしくは切り株等が当該建物に接近していて、それらがシロアリ発生源となっていると認められる場合。
- ⑦ イエシロアリおよびヤマトシロアリに起因する損傷以外の損傷と認められる場合。
- ⑧ 処理対象としていない外壁、付属デッキ、基礎断熱材、等建物外周からの侵入・被害の場合。

(4) 本保証における「建物」ならびに「建物修復費用」の範囲

- ① 本保証により修復費用負担の対象となる「建物」とは、建築物をいい、門、塀、垣、物置、納屋、ウッドデッキ、その他の付属物は含みません(ただし本保証書に明記されたものは保証対象とします)。また、家具類などの動産、庭木、花壇、ケーブル等は含みません。
- ② 本保証における建物修復費用の負担は、建物を修復するために要する直接の工事費用の負担をいい、下記の費用・損害は含みません。
(ア) 本保証書記載の防除施工以前に生じている建物の損傷の修復費用。
(イ) 建物もしくは建物内部の動産等を使用できなかったこと、または使用に不便が生じたことによる損害。
(ウ) 修復された建物にシロアリ防除施工を行う場合の費用。

(5) その他

- ① 当工事店に対するシロアリ防除施工代金が支払われなかった場合、あるいは施工代金の支払いを遅延されたときは、本保証は保証期間開始時に遡って無効となります。
- ② 本保証の期間中、当工事店によるシロアリの発生や床下環境の定期検査を実施致しますので、その節は宜しくご協力をお願い申し上げます。定期検査にご協力頂けず実施できない場合は、本保証が失効します。建物の増築、改築または修繕などによって建物の構造上検査ができない場合も、本保証は失効します。
- ③ 本保証書のご提示がない場合は、本保証書を適用できない場合がありますので、本保証書は大切に保管下さい。万一紛失された場合は当工事店にご相談下さい。また、本保証書に当工事店の記名・押印が無い場合は無効となりますのでご連絡下さい。なお偽保証書等には十分ご注意ください。